

# 有価証券投資に関する確定申告

本年中に有価証券投資を行った方は、確定申告が必要な場合と必要のない場合に分かれます。注意点に従って、確定申告が必要か、必要でないか、確認しましょう。

## ●NISA、ジュニアNISA口座で投資を行っている方

NISA口座、ジュニアNISA口座内での株式投資による譲渡益、NISA口座、ジュニアNISA口座内で受け取る配当金、公社債利子は、所得税は非課税となります。

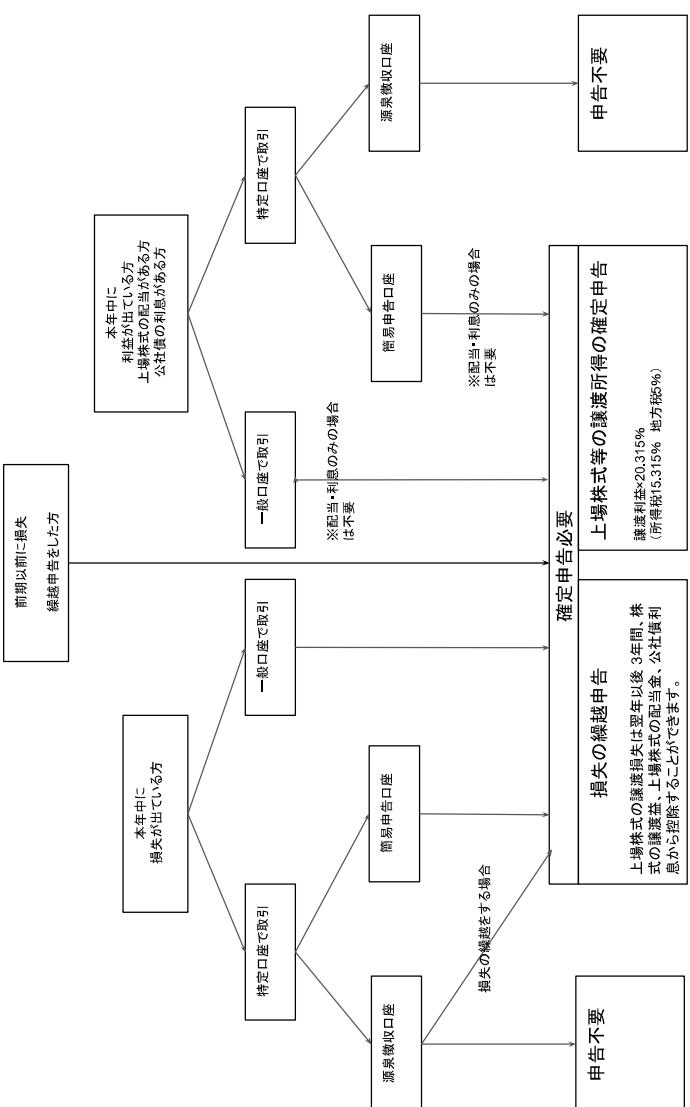
また、NISA口座、ジュニアNISA口座内の株式投資により損失が発生した場合には、**その他の特定口座、一般口座の上場株式等の譲渡益と通算することができません。**

## ●エスエス会計契約顧客のお客様へ

### ★次ページのチケットを利用して、申告不要となったお客様

- エスエス会計への書類提出は不要となります。  
※ご提出いただいた書類をエスエス会計で整理し結果、「申告不要」となった場合には、新規計算の対象となりません。  
※申告不要の場合でも、配当引当金として確定申告を行つた方が有利な場合はありますので、確認をご希望の場合にはお申出ください。
- ★次ページのチケットを利用して、確定申告必要となったお客様
- 次の書類をもれなくエスエス会計へお送りください。
- ①特定口座でお取引されているお客様  
お取引のある全**10の**証券会社の発行した特定口座年間取引報告書
  - ②一般口座でお取引されているお客様  
**【株式等に係る譲渡所等の金額の計算結果】**をご記入の上、エスエス会計までお送りください。  
※エスエス会計にて「株式等に係る譲渡所等の金額の計算明細書」の作成を希望されるお客様は別途ご相談ください。





※一般的な場合についてのチャートです。チャートに記載のない場合でも確定申告が必要な場合があります。また、配当所得は確定申告を行った方が有利な場合があります。

エスエス会計

【令和 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	( )		フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話)	( )

\* 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

			一般 株 式 等	上 場 株 式 等
収 入 金 額	譲 渡 に よ る 収 入 金 額	①		円
	そ の 他 の 収 入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑧へ
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取 得 費 (取 得 価 額)	④		
	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	⑤		
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦		
特 定 管 理 株 式 等 のみ な し 譲 渡 損 失 の 金 額 (※1) (△を付かないで書いてください。)	⑧			
差 引 金 額 (③-⑦-⑧)	⑨			
特 定 投 資 株 式 の 取 得 に 要 し た 金 額 の 控 除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩			
所 得 金 額 (⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。 (上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)	⑪	申告書第三表⑬へ	黒字の場合は申告書第三表⑭へ	
本 年 分 で 差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額 (※3)	⑫			申告書第三表⑯へ
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑯へ	申告書第三表⑯へ	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑯欄に0を記載します。

特例適用条文	措法 条の _____
	措法 条の _____

- \* 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- \* 2 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
- \* 3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- \* 4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑯欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(令和元年分以降用)

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

## 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計 (上場株式等 (特定口座))			[1面]①へ	[1面]④へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

### 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のた めの委託 手数料	取 得 年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・・		株(口、円)		円	円	円	・・ (・・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・・							・・ (・・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・・							・・ (・・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・・							・・ (・・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・・							・・ (・・・)
合 計		一般 株 式 等			[1面]①へ	[1面]④へ	[1面]⑤へ	
		上場株式等 (一般口座)			[1面]①へ	[1面]④へ	[1面]⑤へ	